

学生の皆様へ

教 育 本 部 長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る本学の対応方針について

秋田県からの新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底についての依頼を受け、7月31日からの新型コロナウイルスに対する本学の対応方針が決定しましたので、以下にその全文を掲載します。

学生の皆様におかれましては、内容をよく確認し、特に「3 県外への移動」、「4 感染拡大防止対策」について、細心の注意を払ってください。

1 授業の取扱いについて

令和2年度前期授業は、オンラインによる遠隔授業により実施することとし、演習・実習については、感染拡大の防止に最大限の配慮をしつつ、必要最小限のものについて実施する。

2 大学が主催する行事等について

本学が主催する行事等については、適切な感染防止策が実施されることを前提に、次の基準を目安としつつ、費用対効果等を含め総合的に開催の可否を判断するものとする。また、開催に当たっては、同意を得た上で参加者の名簿を作成するなど連絡先の把握を行うものとする。

- ・屋内にあっては、収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては、人と人の距離を十分に確保すること（できるだけ2m）。

全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合については、開催の約1ヶ月前までに県への相談が必要となることから、事前に企画・広報本部企画チームに問い合わせること。

3 学生・教職員の県外・海外への移動について

海外への移動は、出張、帰省等を含め、真にやむを得ない場合を除き、行わないこと。県をまたぐ移動については、首都圏との往来についてより慎重に行うこと。

首都圏を訪問した場合においては、「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話する密接場所」の「三つの密」が重なるような場所での会食を避けるなど、最大限の注意を払うとともに、帰県後は、2週間の行動歴を記録するなど感染拡大リスクを最小限にする行動を心がけること。

4 感染拡大防止対策について

- ① 手洗い・アルコール消毒・咳エチケット（マスクの着用）を励行すること。
- ② 執務室等のこまめな換気を実施すること。
- ③ 執務室等の広さを確保し、お互いの距離を空けるなどして人の密度を減らすこと。
- ④ 近距離での会話や発声、高唱を避けること。
- ⑤ 会議等の参加者数や開催時間は、必要最小限とすること。
- ⑥ 日常生活においても、感染拡大を予防するため、政府が推奨する「新しい生活様式」の実践を心がけるとともに、集団感染の原因となり得る「三つの密」が重なる場所を避けること。
- ⑦ 友人等との会食やいわゆる飲み会、サークル旅行のほか、課外活動におけるイベントや合宿における感染リスクについて、特に注意を払うこと。
- ⑧ 国が提供している「[接触確認アプリ \(COCOA\)](#)」や、県が運用を開始した「[秋田県版新型コロナウイルス安心システム](#)」の活用を努めること。

5 感染の可能性がある場合の対応について

感染が疑われる症状や体調に変化があった場合や濃厚接触者に該当することとなった場合には、自宅に待機し、体温を測定、記録するなどの健康観察を行うとともに、その旨を大学に連絡すること。息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合など、国が示す帰国者・接触者相談センターへの相談の目安に該当する場合には、「あきた帰国者・接触者相談センター（TEL018-866-7050）」に連絡すること。

6 その他

本方針については、感染拡大の状況等を見ながら、随時、対応を見直していくこととする。